# 大規模アーケードの設置について



## 大規模アーケードの背景及び現状

## ◆背景

### 「アーケードの取扱について」(昭和30年消防本部長、建設事務次官、警察庁次長通達)

- ○道路上空にアーケードを設置する場合、設置可能な道路の条件について以下を規定。
  - ●アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること
  - ●アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる 連絡協議会を設けること
  - ●道路の幅員が4m以上且つ8m以下であること 等

## ◆現状

### 地方分権一括法(平成12年)

- 〇平成12年の地方分権一括法により、通達「アーケードの取扱について」は技術的助言となり、基準としての拘束力は消失。
- 〇幅員8m超の道路上空へのアーケード(大規模アーケード)設置は、地方公共団体の判断で可能に。

## 道路法施行令改正(平成18年)

〇 H18年の道路法施行令改正で、条件付で交差点上空の占用が可能

## 大規模アーケードの方向性及び事例

## ◆方向性

## 事例紹介(平成24年 第4回道路PPP研究会)

- 〇平成22年度の「道路空間のオープン化提案」で、大規模アーケードについては規制が残存しているとの認識の提案が散見。
- 〇今般、地方公共団体の判断にて、幅員8m以上のアーケードを実施している事例を紹介。

## ◆事例

<b>▶</b> 争例			
	鹿児島市	高松市	熊本市
位 置	鹿児島県鹿児島市天文館地区	香川県高松市高松丸亀町地区	熊本県熊本市下通り地区
設置箇所	一般国道225号(交差点) W=20m(うち車道11m)	市道 W=8、11m	市道(歩行者専用道) W=15m
整備年度	平成19年度	平成19年度	平成21年度
設置主体	商店街組合	商店街振興組合	商店街振興組合
目的	・商店街の一体性及び集客力の向上のために整備	・都心にふさわしい商業機能の充実 ・イベントなど賑わいや憩いの広場として整備	・商店街利用者の利便、地域振興のため整備
写真		「リック・アー10 世 月 R ***********************************	